

22 . 憲法調査会について

戦後における改憲の流れは、当時の総理大臣であった岸信介、鳩山一郎による憲法調査会の設立によって大きな動きを見せた。57年憲法調査会は、高柳賢三を会長として、戦後成立した日本国憲法とその問題点について調査・審議するために56年に内閣に設けられた機関であり、1957年8月に第一回総会を開いた。しかし国会からの委員は改正派が多数を占めており、また社会党に配分予定だった10名の委員が欠席した状態で総会が行われたこともあり、調査会の報告は「憲法押し付け論」を基本的な立場とするものであった。

調査会を設立させた岸は、その後のインタビュー（『岸信介証言録』原彬久編、朝日新聞社）のなかで次のように語っている。

岸 私は、いつまでも(総理を)やるとか、長期政権を狙うというような考えは初めからなかったですよ。仕事をしたい、つまり安保を何とか解決すること、もう一つは憲法調査会をして「改憲をしなければならない」という結論を出させる、ということでした。

(インタビュアー) 改憲への第一歩ということですね。

岸 そうです。憲法調査会による「憲法改正」の結論を一番狙っておったわけですよ。もちろん、憲法改正は私の内閣でできるものじゃないけれども、憲法調査会で、「日本国憲法は改正すべし」という権威ある結論を出させたかったんです。

彼はインタビューの別箇所でも「アメリカ側からの押し付けである現行の日本国憲法は改正されるべきであり、改憲は私の政治的信条である」という旨を語っている。憲法調査会は7年に渡る審議を経て最終報告書を1964年7月に、内閣を通じて国会へ提出した。この文章の中には改憲に対する賛否両論を含めた膨大な資料が含まれているが、「改憲反対」の意見も一部反映させた背景としては、改憲に対して世論が積極的ではなかったことがあげられる。社会党、民主社会党が参加を見送った57年憲法調査会は、2000年に両議院に設置され国会の付属機関とされた憲法調査会とは大きく異なっている。65年の調査会廃止以後は、ラウエル文書やハッシー文書、外務省資料である『占領史録』など憲法制定に関する多くの資料が刊行され、新しい憲法制定史が次々と発表された。